

令和8年度
八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者
募集要項

令和8年6月

八潮市 こども家庭部 こども政策課

八潮市では、八潮市子ども・子育て支援事業計画に基づき、下記の4事業を同一施設内で実施できる事業者を募集します。

- (1) 地域子育て支援拠点事業：児童福祉法第6条の3第6項及び子ども・子育て支援法第59条第9項に定める。
- (2) 利用者支援事業：子ども・子育て支援法第59条第1項に定める。
- (3) 子育て援助活動支援事業：子ども・子育て支援法第59条第12項に定める。(以下、ファミリー・サポート・センター事業という。)
- (4) ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)事業(以下、ホームスタート事業という。)

1. 募集地域及び箇所数

募集地域	八潮市大瀬一丁目から六丁目区域内 (八潮駅から概ね半径200m圏内)
募集箇所数	1箇所

2. 委託期間

令和8年10月1日 から
令和11年9月30日 まで

3. 事業内容

別紙「八潮市子ども・子育て支援事業運営業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

4. 応募資格

(1) 応募できる団体(以下応募団体という)は、次のいずれかに該当する団体であるものとします。

- ① 保育所の運営及び子育て支援活動の実績を有する社会福祉法人
- ② 幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人
- ③ 医療施設を運営する医療法人等
- ④ 子育て活動の活動実績を有する特定非営利活動(NPO)法人
- ⑤ その他、子育て支援に関する活動を2年以上行っている団体等

(2) 応募団体は、次の全ての要件を満たすものとします。

- ① 地域の市民活動に理解があり、安全かつ円滑に事業を運営する能力があること。

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらからの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ④ 特定の公職者（候補者含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ⑤ その他法令等に違反する団体でないこと。

5. 提出書類等

(1) 提出書類

別紙「八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者公募に係る提出書類一覧」のとおり。

A4サイズの紙ファイルで綴じ込み、資料番号をインデックスで標示してください。

(2) 提出部数

正1部、副7部（副は複写可）の計8部提出してください。

※提出書類等に記載された個人情報については、八潮市子ども・子育て支援事業事務の目的以外には使用しません。

6. 申込み及び受付

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和8年6月22日（月）から
令和8年7月 6日（月）まで
（土・日・祝日を除く）

- ② 配布場所 募集要項の配布は、八潮市ホームページからのダウンロードとなります。

(2) 質問の受付

- ① 受付期間 令和8年6月22日（月）から
令和8年6月26日（金）まで

- ② 提出方法 質疑書（様式第7号）に記入のうえ、八潮市子ども家庭部子ども政策課のE-mailにて提出してください。

E-mail アドレス kodomoseisaku@city.yashio.lg.jp

- ③ 回答方法 随時E-mailにて回答
- ④ その他 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙「八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者公募に係る質問票」(様式12)により行うこと。ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答いたしません。
応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載するため、本庁ホームページについては定期的に確認をしてください。
(当ホームページの記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。)

7. 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年6月30日(火)から
令和8年7月6日(月)まで
(土・日・祝日を除く)
午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで
- (2) 受付場所 八潮市 こども家庭部 こども政策課
- (3) 提出方法 申請書類の提出は、こども政策課へ持参または郵送してください。
【郵送の場合】
〒340-8588
埼玉県八潮市中央1-2-1
八潮市こども家庭部こども政策課 あて
*郵送による場合は、令和8年7月6日(月)午後5時15分までに必着とすること。(期限を過ぎて到着した申請書類の受付はいたしません。)
*受付期間を過ぎたものは受理しません。
*提出された書類等は返却しません。
*提出された応募書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。
*受注者の決定後、発注者による本発注案件に関する説明等に際し、受注者より提出された書類等を使用することがあ

ります。

*事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし市は事業者の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

*申請者は、書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

8. 申込みの辞退

申込み書類を提出後に辞退する場合は、「辞退届」(様式11)により申し出てください。

9. 事業者の選定

(1) 八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において提出された申請書等による書類審査及びプレゼンテーションを行い別紙「八潮市子ども・子育て支援事業運営事業者選定基準」に基づき総合的に審査し、事業者を選定します。

審査日については、別途、応募事業者に連絡します。

※応募施設の定員の合計が、募集定員を超えない場合においても、審査の結果、「該当なし」とする場合があります。

(2) 選定結果と公表

設置・運営法人等の決定は、令和8年7月中旬以降を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知すると同時に、以下の項目について市ホームページに掲載する。

①プロポーザルの参加業者数

②契約先業者名

③契約金額

なお、契約締結後に契約先業者以外の提案業者から情報提供の希望があった場合、以下の項目について、電子メール等で情報提供を行う。

① 契約先業者の評価の合計値

② 情報提供希望のあった業者の評定の合計値

③ 情報提供希望のあった業者の全体順位

④ 提案項目ごとの契約先業者との評定の優劣(評定は情報提供しない。)

10. その他

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、運営に当たっては、関係法令（「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」等）を遵守することはもとより、八潮市の指示に従うこと。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分行うこと。
- (3) 施設の整備費、整備期間中の賃借料および開設に当たっての開設準備費等の補助金等は交付しないため自主財源により行うこと。
- (4) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず事前に協議すること。

ただし、事業計画を変更できるのは、真にやむを得ない理由がある場合に限るものであり、特に開所予定日については、厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めないため進行管理は徹底すること。

市は、決定事業者において、以下の場合、決定を取り消す場合があり、事業者は、既に要した費用の弁済を求めることができないので十分注意すること。

ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。

イ 当初予定していた施設等の確保が困難になるなど計画内容に大幅な変更が生じたとき。

ウ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。

エ その他の事情により、適切な子ども・子育て支援事業の実施が困難と認めるとき。

オ 決定事業者が著しく社会的信用を損なう等により、子ども・子育て支援事業運営事業者としてふさわしくないと認められるとき。

- (5) 開設予定日に事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は、事業者が負担すること。
- (6) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、必ず事前に市と協議のうえ、速やかに辞退届を提出すること。
- (7) 応募のために支出した費用については、市は補填しないものとする。
- (8) 本申請に係る一切の経費は応募者の負担とし、施設整備に係る費用及び開所前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用はすべて応募者が負担を負うこと。
- (9) その他必要に応じて、関係機関（官公庁、金融機関等）への問い合わせを行うことに了承できること。
- (10) 委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でな

いと委託者が認めるときは、委託を取り消すことがある。この場合、受託者の損害に対しては、委託者は賠償しない。また取り消しに伴う委託者の損害について、受託者に損害賠償を請求する。

1 1. 全体スケジュール

募集要項の配布	令和8年6月22日（月）から 令和8年7月6日（月）まで
質問の受付	令和8年6月22日（月）から 令和8年6月26日（金）まで
質問の回答期限	令和8年6月30日（火）
申請書類の受付	令和8年6月30日（火）から 令和8年7月6日（月）まで
審査（書類・プレゼンテーション）	令和8年7月10日（金）予定 発表時間：30分程度（プレゼン20分以内、質疑 応答10分程度） ※詳細な時間等は別途通知する。
運営事業者の内定	令和8年7月中旬
契約締結	令和8年7月中旬以降

1 2. 問い合わせ先

八潮市中央1丁目2番地1

八潮市 こども家庭部 こども政策課（市役所本庁舎2階）

電話 048-996-2111（内線839）

FAX 048-999-8105

メールアドレス kodomoseisaku@city.yashio.lg.jp